

<input type="checkbox"/>	_____

商業使用人に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限を有し、支配人の代理権に加えた制限は、それを登記した場合に、これをもって善意の第三者に対抗することができる。
- イ 支配人は、商人の許可がなければ自ら営業を行うことができないが、商人の許可がなくとも自己または第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引を行うことができる。
- ウ 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、相手方が悪意であった場合を除いて、当該営業所の営業に関する一切の裁判外の行為をなす権限を有するものとみなされる。
- エ 商人の営業に関するある種類または特定の事項の委任を受けた使用人は、その事項に関して一切の裁判外の行為をなす権限を有し、当該使用人の代理権に加えた制限は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- オ 物品の販売を目的とする店舗の使用人は、相手方が悪意であった場合も、その店舗にある物品の販売に関する権限を有するものとみなされる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

ア ×

商法 21 条 1 項は、「支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」と規定する。また、同条 3 項は、「支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。」と規定する。

イ ×

支配人は、商人の許可がなければ、自ら営業を行うことも自己または第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引を行うこともできない（商 23 I ①、②）。

ウ ○

商法 24 条は、「商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。」と規定する。

エ ○

商法 25 条 1 項は「商人の営業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有する。」と規定し、同条 2 項は「前項の使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。」と規定する。

オ ×

商法 26 条は、「物品の販売等……を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。」と規定する。

※ 本間について

問題の表現を、商法に規定されている文言に変更しました。

<input type="checkbox"/>	_____

商法上の支配人に関する次の記述のうち、商法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 商人が支配人を選任したときは、その登記をしなければならず、この登記の完了により支配人も商人資格を取得する。
- 2 支配人は、商人の営業所の営業の主任者として選任された者であり、他の使用人を選任し、または解任する権限を有する。
- 3 支配人の代理権の範囲は画一的に法定されているため、商人が支配人の代理権に加えた制限は、悪意の第三者に対しても対抗することができない。
- 4 支配人は、商人に代わり営業上の権限を有する者として登記されるから、当該商人の許可を得たとしても、他の商人の使用人となることはできない。
- 5 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、支配人として選任されていなくても、当該営業所の営業に関しては、支配人とみなされる。

1 ×

商法 22 条前段は、「商人が支配人を選任したときは、その登記をしなければならない。」と規定する。しかし、この登記を完了したとしても、支配人は商人資格を取得するわけではない。

2 ○

商法 20 条は「商人は、支配人を選任し、その営業所において、その営業を行わせることができる。」と規定し、同法 21 条 1 項は「支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」と規定する。また、同法 21 条 2 項は、「支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。」と規定する。

3 ×

商法 21 条 3 項は「支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。」と規定する。したがって、商人が支配人の代理権に加えた制限は、悪意の第三者に対しては対抗することができる。

4 ×

商法 22 条前段は、「商人が支配人を選任したときは、その登記をしなければならない。」と規定する。しかし、支配人は、商人の許可を受けなければ、他の商人又は会社若しくは外国会社の使用人となることができないとされているので、支配人は、商人の許可を得れば、他の商人の使用人となることができる（商 23 I ③）。

5 ×

商法 24 条は、「商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該営業所の営業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。」と規定する。したがって、いかなる場合であっても、支配人とみなされるわけではない。